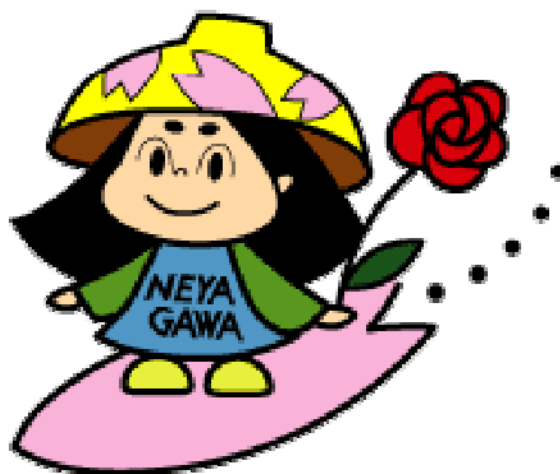


寝屋川市みんなのまち基本条例 検証結果 提言書



平成 24 年 12 月

寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検証の考え方	2
3	条例の検証	3
(1)	条文全般の検証	3
(2)	前文の検証	4
	第1章 総則	
(3)	第1条の検証	9
(4)	第2条の検証	10
(5)	第3条の検証	11
	第2章 協働	
(6)	第4条の検証	12
(7)	第5条の検証	16
(8)	「安全・安心の向上」を規定する条文の追加についての検証	17
(9)	第6条の検証	19
(10)	第7条の検証	19
(11)	第8条の検証	19
(12)	第9条の検証	20
(13)	第10条の検証	21
	第3章 市民	
(14)	第11条の検証	23
	第4章 議会	
(15)	第12条の検証	24
(16)	第13条の検証	24
(17)	第14条の検証	26

第5章 行政

(18) 第15条の検証	27
(19) 第16条の検証	27
(20) 第17条の検証	28
(21) 第18条の検証	29
(22) 第19条の検証	29
(23) 第20条の検証	30
(24) 第21条の検証	31
(25) 第22条の検証	32
(26) 第23条の検証	32

第6章 条例の実効性の確保等

(27) 第24条の検証	33
(28) 第25条の検証	33
(29) 第26条の検証	34

4 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会開催状況	36
5 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会委員名簿	37
6 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会設置要綱	38

1 はじめに

平成 20 年 4 月に「寝屋川市みんなのまち基本条例」（以下「条例」といいます。）が施行され、市では、『みんなが誇れる住みよいまち』の実現に向けた取組が進められてきました。

条例は、社会情勢の変化等に対応できるよう、第 26 条において「市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。」と規定しており、平成 24 年度が条例施行後 5 年目となります。

この間、人口減少や少子高齢化、災害の発生など、情勢は常に変化し、市においても地域協働の推進や安全・安心のまちづくりの向上などに向けて、様々な事業が推進されてきました。

平成 24 年 9 月に、寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会が発足し、市民、議会、行政のそれぞれの立場から条例の検証を行い、計 6 回の会議により、多くの意見交換、議論を重ね、ここに、その検証結果を提言書として取りまとめました。

本提言書の内容が、条例の見直しに際し、十分にいかされるとともに、寝屋川市での「市民が主役のまちづくり」が更に進められることを願っています。

2 検証の考え方

みんなのまち基本条例を検証するに当たって、以下の4つの視点に基づき、検証を行いました。

① 社会情勢に適合しているか

人口減少・少子高齢化の進行、景気の低迷、災害の発生など、本市を取り巻く環境の変化や国の法律の制定改廃などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が現在の社会情勢に適合しているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

② 形骸化していないか

条例制定時の意義や内容が失われたものとなっている事項等がないかどうかの視点で検証

③ 本市にふさわしいものであり続けているか

条例制定から現在に至るまでの市政運営に係る状況の変化などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が、本市にふさわしい事項や内容となっているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

④ 基本条例として、ふさわしい規定となっているか

条例は、条例原案を公募市民等を構成員とする市民検討委員会で作成したものであることなどから、制定当時の思いを念頭に置きながら、自治基本条例としてふさわしいかどうかの視点で検証

3 条例の検証

(1) 条文全般の検証

◆ 主な意見

【努力義務規定等】

〔問題の提起〕

- 各条文の語尾が「努めるものとする」という努力義務規定と、「取り組むものとする」と義務付けされているものがある。

現状のままでよい

- 市民は多種多様で幅広い存在であるため、一辺倒に規定してしまうのは、現段階では難しいと考える。努力義務規定のままでよい。
- 本条例は簡素で、丁寧さに欠けるところがあると思うが、そこを理解した上で検証しないと、議論が幅広くなり収拾がつかなくなる。条例全体を見れば、条文の表現について一定の統一性を持って構成されていることから、既存の条文の語尾については現状のままでよい。

<検証委員会としての意見>

努力義務規定の文言について、整理が必要ではないか、という意見があったが、全体の条文の表現について一定の統一性を持って構成されていることから、改正の必要性はないと考えられる。

(2) 前文の検証

(現行条文)

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かつき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

◆ 主な意見

【第1段落 市の特徴（文化、歴史等）】

変更した方がよい

- 「豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまち」とあるが、ほとんど緑がなく、水も汚い。その現実を前に、最上位の条例の前文で「豊かな水と緑」と表記するのは気恥ずかしいと感じる。
- 「石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。」とあるが、これらの文化財等は市制施行60周年を迎えても、市民の認知度が低い印象を持っている。

現状のままでよい

- 第4段落「豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、」とあるが、この文章だけでは前文の内容が乏しくなる。第1段落で具体的な寝屋川市の文化風土に触れているからこそ、この文章に説得力が出てくる。
- 「茨田堤」や「鉢かづき姫」は全国に誇る寝屋川市の文化財であり、市民はもっと自信を持つべきである。鉢かづき姫の話で一冊独立した本がある市は、全国でも珍しいことから、もっとアピールすべきである。
- 鉢かづき姫は寝屋川市のキャラクターマークとなっており、本市のブランド戦略においても重要な位置付けである。この文言を修正すると、現在の本市のブランド戦略においても少なからず影響が出てくるのではないか。

<検証委員会としての意見>

【第1段落 市の特徴（文化、歴史等）】

「豊かな水と緑」、「石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等」については、内容の検討が必要ではないか、という意見があったが、改正の必要性はないと考えられる。

【第3段落 社会環境の変化】

追加した方がよい

- 例示的に社会問題として「都市化」と「人口減少」を挙げている。近年震災や豪雨による水害等から市民の命や財産を守ることが市の最重要課題となってきたため、「防災・防犯」、「生命と財産を守る」といった文言を追加してはどうか。
- 前文も必要があれば、他の条文と同様に改正してもよいのではないかと。

現状のままでよい

- 前文も条例の一部であることから、必要が生じれば改正できるものの、そもそも前文は、条例制定の趣旨などを高らかにうたう文章であり、通常は改正されないところである。よって、現行どおりでよいのではないかと。

<検証委員会としての意見>

【第3段落 社会環境の変化】

例示的に社会問題として「都市化」と「人口減少」を挙げているが、近年震災や豪雨による水害等から市民の命や財産を守ることが市の最重要課題となってきたため、「防災・防犯」、「命と財産」に関わる事項を記載する必要がある、という意見があった。しかし、前文は条例の趣旨を高らかにうたう文章であることから、改正の必要性はないと考えられる。

【第3段落 地域主権改革等】

現状のままでよい

- 行政による検証結果報告の「地域主権改革の文言を追加してはどうか」という意見について、行政内部から見ると通じるものかもしれないが、市民が見たときに理解しにくいのではないか。
- 「地域主権」については、地域の自主性、独自性をいかに推進、強化していくかという部分において、「協創」の中に含まれるのではないか。

<検証委員会としての意見>

【第3段落 地域主権改革等】

行政による検証結果報告では、「地域主権改革」という文言を入れる、という意見であったが、地域の自主性、独自性を強化するという趣旨は、現在の前文の内容で解釈できると考えるため、本検証委員会では「地域主権改革」は入れない。

行政による検証結果報告では、「地域内分権」という語句を入れない、という意見であり、本検証委員会としても同様に「地域内分権」は入れない。

【第4段落 「協創」】

変更した方がよい

- 「協創」について、第2条（定義）の中に定義してはどうか。
- 「協創」という造語を、条例上で定義して良いのか。そもそも最上位の条例の格式高い前文に造語を用いてよいのか。
- 最近言葉の短縮や造語など用いられる機会が増えていると感じるが、言葉は使用したら責任が生まれることから、できるだけシンプルで分かりやすく、説明のいらぬものにすべきと考える。
- 条例には辞書に掲載されていない文言を使うべきではないと考える。制定当時の委員の皆さんの熱意は十分に感じられるが、本市の最上位の条例の前文に、解説が必要な語句を掲載するのはいかな

ものか。最上位の条例であるから、気高き良き条例にできればと考えている。

- 「協創」が5年間で定着していなかったとすれば、もう少し分かりやすくする等検討の余地はあると思う。

現状のままでよい

- 条例制定当初、前文に「協創」という語句を用いた当時の市民検討委員会委員の「熱い思い」があるのではないか。その「熱い思い」のある語句を簡単に削るのではなく、いかせる方向を検討すべきではないか。
- 「協創」について、制定当時の市民検討委員会で時間をかけて議論した結果、前文に掲載されたことから、その当時の委員の心意気をそのまま残すべきではないか。
- 「協創」は市長の市政運営方針の中でも使用され、施策も展開されていることから、前文での掲載は、寝屋川市の独自性として尊重してもよいのではないか。

<検証委員会としての意見>

【第4段落 「協創」】

「協創」という造語については、条例制定当時の市民検討委員会の「熱い思い」があり、その心意気をそのまま残すべきと考えるため、改正の必要性はないと考えられる。

第1章 総則

(3) 第1条(目的)の検証

(現行条文)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

<検証委員会としての意見>

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(4) 第2条(定義)の検証

(現行条文)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

◆ 主な意見

〔問題の提起〕

- 第2条第4号「まちづくり」について、「公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。」と定義されているが、福祉、環境、基盤整備、教育など本市の全ての取組を指すと考えられる。「まちづくり」をこのような表現で一くくりにしてよいのか。この条例を制定した趣旨がいかされるような表現を入れた方がよいのではないか。
- 第2条第5号「市民活動」について、高齢社会になってきていることもあり、定義と現状が変わってきているのではないか。
- 定義には、本市の今後のまちづくりの在り方があまり反映されていないため、検証する際には、そのときの時代性をどう反映するのか

を考えるべきではないか。

現状のままでよい

- 「公共の福祉」の具体的な内容を定義に入れることは難しい。あえて全体を包括する表現を用いたと理解している。

＜検証委員会としての意見＞

様々な問題提起はあったが、4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(5) 第3条（基本理念）の検証

（現行条文）

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

第2章 協働

(6) 第4条（市民相互の協働）の検証

（現行条文）

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

◆ 主な意見

【地域協働】

〔問題の提起〕

- 本市においては、地域を支える様々な組織の力を結集し、住民に身近な地域の課題に取り組む（仮称）地域協働協議会の形成に向けて検討が行われ、平成25年度での設立を目標としている。地域協働の考え方は、市民が主役のまちづくりにとって重要であることから、規定してはどうか。

追加した方がよい

- 地域協働については、具体的な内容を盛り込んだプランを作成しているところであるが、地域協働を進めていくという大きな方向性については、平成23年度からスタートしている第五次総合計画の中で定めていることから、条例に追加した方がよい。
- 本条例は、本市がこれからまちづくりを進めていく上での理念や原則を定めた条例であることから、新規の第4条第2項については、（仮称）地域協働協議会の在り方など具体的な中身が見えてこない現状ではあるものの、これから様々な施策を進めていく上で、地域協働を念頭に置いてまちづくりに取り組んでいかなければならないことから、条文を追加した方がよい。

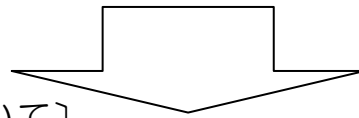
追加しない方がよい

- 「地域協働」の規定について、行政として取り組もうとしていることは認識しているが、中身については不透明であり、この検証の中で、条文に入れるのはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

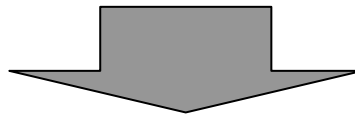
【地域協働】

行政による検証結果において、第4条第2項に「地域協働」に関する条文を追加することについて、「地域協働」の中身が不透明である、という意見があったが、第五次総合計画の中で、大きな方向性として地域協働を進めていくことが明記されており、これからまちづくりに取り組んでいく上で、地域協働を念頭に置かなければならないことから、条文を追加する。



〔追加する条文案について〕

- 「身近な地域社会の実情に応じ」の趣旨は、「自主的で自立的なまちづくり」という文言に含まれており、条文はできるだけシンプルで分かりやすく表現した方がよいので、「身近な地域社会の実情に応じ」は削除した方がよいのではないかと。
- 「身近な地域社会の実情に応じ」を削除し、「自主的で自立的なまちづくり」という文言のみにすると、市全体のまちづくりと混同して受け取られるおそれがある。
- 「身近な地域社会の実情に応じ」という文言が、地域協働協議会の設立そのものを指しているわけではなく、地域で抱える身近な課題の解決を図り、地域の特性をいかしたまちづくりを進めていく、という趣旨が込められているから、残した方がよい。



追加する条文案

（市民相互の協働）

第4条 （略）

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

【市民以外の人々との連携】

〔問題の提起〕

- 第2条第1号で「市民」を規定しているが、市民以外の人々と市民との協働を考えてはどうか。例として、大きな災害が起こると、行政や議会がうまく機能するか分からない。その場合、多くは外部のボランティアなどの自主的な活動に助けられることが想定される。非常時における協働に係る規定を別で追加してはどうか。

追加した方がよい

- 本条例の主役は市民であり、目的も市民生活の向上であることは間違いないが、災害以外にも、他の自治体や市民以外の人々との広域的な連携について考えておく必要があるのではないかと考える。
- 社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等について、市外の人々の意見を聴くなど、市民以外の人々との連携、協力に関する規定は他市の条例にも見られることから、条文を追加することは問題ないとする。
- 下水道や都市整備、ごみ処理等の連携は、自治体間の連携であり、まちづくりの主役である市民が行う取組は、市内の活動に限定すべきではない。ボランティア活動などを通じて市外の人々から学び、それを自分の市にいかすという趣旨から、条文を追加してはどうか。
- 行政的なレベルでの交流は当然であり、現行の第4条には、「市民以外との協働」の趣旨は含まれていないと考える。「市民が主役」を基本理念としているからこそ、市民以外の人々との交流についての規定が必要となってくるのではないかと考える。
- 災害時での対応や情報の共有等について、市外の市民団体等と連携しながら進めていくことの必要性を訴えるためにも、条文を追加すべきである。
- 本条例の「市民」の定義は「寝屋川市に住み、働き、学び、活動する」と限定的である。災害時のボランティア活動等の実態を踏まえると、行政本位の規定だけでよいのか。

- 第 23 条（国、他の自治体等との連携）は「行政」が主体の条文であり、市民と市外の人々との協働、連携についてはこの条文の趣旨に合致しないと考える。

追加しない方がよい

- 本条例は市域の中のルールや基本原則を定めるものであり、市外の人々とも連携することは当然であることから、あえて条例の中に規定しないとイケないものか。
- 「市民以外」という広域的な範囲まで拡大する必要はないのではないか。
- 本市を住みよいまちにすることが、本条例の目的と考える。災害時の連携でなく、平常時をベースに考えていくべきではないか。
- 上下水道、環境、教育、基盤整備等あらゆることについてすでに連携していることから、改めて新規の条文を追加する必要があるのか。
- 市民以外の人々との連携、協力について規定することは、本条例の基本理念である市民が主役のまちづくりに直接結びつかないように感じる。
- 本条例は、本市に住み、働き、学び、活動する人が相互に協働していくということがまず基本としてあり、他市の人々との連携、協力はその次にくるものと考えられることから、第 4 条に市外の人々との連携、協力に関する条文を追加することは難しいのではないか。
- 市民生活の中で、他市との連携が必要である点は十分理解できるが、本条例は基本的なことを中心に規定しているものであり、本件に関しては、条文を追加するほどのことではないと考える。
- 市民以外の人々との連携、協力という趣旨は、現在の条文に含まれているから、条文に追加するのではなく、「みんなのまち基本条例の解説」で補ってはどうか。
- 「コミュニティ活動」や「ボランティア活動」は誰もが否定するものではないが、そのような具体的な事象を条例に追加するとなる

と、根本的に本条例を見直さなければならなくなるのではないか。

- 本条例はコンパクトにまとまっているので、この部分だけを詳細に規定してしまうと、他の条文とのバランスが崩れるおそれがある。条文全体の整合性を考えると追加しない方がよい。
- 第4条の見出しを「市民相互の協働等」とすることで、市外の人々との連携、協力という趣旨を含めた条文にすることができるのではないか。
- 「市民以外の人々と広く交流し、」という条文を規定すると、条例全体を見た場合、この条文だけ具体性が出るように感じる。現行の第4条が、市民以外との連携も視野に入れて議論されてできた条文ならば、本条例の構成は簡素な体系となっているため、追加しない方がよいのではないか。

<検証委員会としての意見>

【市民以外の人々との連携】

本条例で定義されている市民以外の人々との協働・連携を趣旨とした条文を追加することについて、様々な人々と連携することは当然であること、本条例は、本市に住み、働き、学び、活動する人や団体等が相互に協働していくことを基本として考えるべきであること、また、本条例の構成上のバランスなどから、追加しない方がよいと考えられる。

(7) 第5条（市民と行政の協働）の検証

（現行条文）

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

< 検証委員会としての意見 >

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(8) 「安全・安心の向上」を規定する条文の追加についての検証

〔問題の提起〕

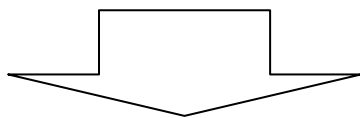
- 前文において、安全で安心して誰もが暮らしやすいまちの実現に努めることが規定されているが、平成 23 年 3 月 11 日に起こった東日本大震災により改めて安全・安心の大切さが認識されている。今後、東海・東南海・南海地震など大規模な地震が高い確率で発生することが予想されており、安全・安心の確保は、まちづくりの基本であることから、その旨の規定を追加してはどうか。

追加した方がよい

- 本市では、現在、地域防災計画の改訂に取り組んでおり、それに基づきハザードマップを作成、全戸配布を予定するなど、より一層防災力の強化を図っているところである。市の今後の安全・安心のまちづくりを進めていく上で、減災は最も重要なことである。
- 本市では、現在、安全・安心を担保する地域防災計画が改訂途中だが、災害は発生が予測できないため、安全・安心のまちづくりの重要性は今後も高いことから、安全・安心の向上に係る条文は追加した方がよい。
- 大規模災害が発生した際には、行政が直接的に全ての人に対して公助を行うことは難しいことから、まずは自助が最も大事で、その次は共助であるということを、過去の経験や被災者の意見などで拝聴している。行政による検証結果報告において新たに追加すべきとされた第6条案は、そういった観点から考えた。

<検証委員会としての意見>

行政による検証結果報告の新規の第6条（安全・安心の向上）の条文を追加することについて、近年震災等の災害から生命や財産を守る安全・安心の重要性が高まっていることから、条文を追加する。



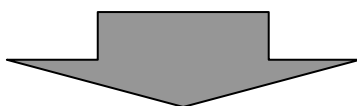
〔追加する条文案について〕

（安全・安心の向上）

第〇条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害等から市民の身体、生命及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に努めるものとする。

- 行政による検証結果報告において新たに追加すべきとされた第6条案について、第1項では主語が「市民」で、努力義務規定になっている点は問題ないが、第2項については主語が「行政」で、努力義務規定になっている。市民から見て、行政が具体的に遂行する義務があることを明確にさせた方がよい。



追加する条文案

（安全・安心の向上）

第〇条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害等から市民の身体、生命及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組むものとする。

(9) 第6条（透明性の確保等）の検証

（現行条文）

第6条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(10) 第7条（情報公開）の検証

（現行条文）

第7条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(11) 第8条（個人情報の保護）の検証

（現行条文）

第8条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱うものとする。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(12) 第9条（市民活動の尊重等）

（現行条文）

第9条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

- 本条例では、「行政」、「寝屋川市」、「市長」という3つの行政機関を指す文言が主語として用いられており、整理する必要があるのではないか。
- 本条例の「行政」は、「市長及びその他の執行機関並びにその補助機関」を総称しているが、条文を個々に見た場合、具体的に名指しした方がよい場合もあるのではないか。また、そうしなければ条文の趣旨が曖昧になるのではないか。

現状のままでよい

- 第9条に関しては、市民活動の尊重を規定しており、市民活動の主体は「市民」であり、市民活動の自主性、自律性を尊重する対象として「行政」を主語に掲げていると考えられることから、現状のままでよいのではないか。
- 第9条の「行政」は各々の執行機関を指すと思われる。例えば、市長部局であれば、そのトップである市長が市民活動の自主性、自律性を尊重するものであり、教育関係であれば教育委員会、農業関係であれば農業委員会等それぞれの機関が市民活動の自主性、自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するという努力を続けていかなければならないと考えられるため、現状のままでよい。

< 検証委員会としての意見 >

「市長及びその他の執行機関並びにその補助機関」を総称している「行政」を主語とするよりも、執行権限を持つ「市長」と具体的に明記した方が条文の趣旨が明確になるのではないか、という意見があったが、市長を含む各執行機関及びその補助機関が市民活動の自主性、自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するという努力を続けていかなければならないと考えられるため、改正の必要性はないと考えられる。

(13) 第 10 条（市民参画の推進）

（現行条文）

第 10 条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

- 市長はまちづくりに対する思いや主張を市民に訴えて、議会の審議を受けて、市政運営を行っている点から、第 10 条の主語は、「市長」にした方が明確になるのではないか。
- 市民参画の中身が強化されていくのであれば、主語を「市長」に変更することもよいと考える。

現状のままでよい

- 市政運営において、施策の企画・執行にパブリック・コメントやワークショップ等市民参画を取り入れていることから、行政全般の運営の根拠として、現状のまま規定しておく方がよいのではないか。
- 実質的に権限を有する者は誰なのかではなく、各執行機関は独立しているから、市政運営や市民参画による意見を市政に反映する、と各執行機関で判断したものについては、その判断を尊重すべきで

あり、そういった点からも主語は「行政」でよいのではないか。

- 市長は各執行機関の組織等に関して調整する権限はあるが、各執行機関の明確な範囲の所掌事務と権限については、各執行機関が有しているため、現状のままでよい。

<検証委員会としての意見>

市長が責任を持って市政運営に当たっていると考えると、主語を「市長」にすべきではないか、という意見があったが、各執行機関は独立し、明確な範囲の所掌事務と権限を有していることから、市政運営や市民参画による意見を市政に反映する、と各執行機関で判断したものについては、その判断を尊重すべきであるため、改正の必要性はないと考えられる。

第3章 市民

(14) 第11条（市民の役割及び責務）

（現行条文）

第11条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

○ 第2項「市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ育てるよう努める」とあるが、「育てる」とは、「市民活動」を育てるのか、「役割」まで育てるのかなど、条文が分かりにくいので整理すべきではないか。

現状のままでよい

○ 第11条は、条例制定に当たって、市民検討委員会において、市民自身が自分たちの役割を認識して、まちづくりをしていかなければならないという宣言的な思いがあってつくられた条文である。

〔参考意見〕

○ 第2項に「それを守り、かつ、育てる」とあり、「守り」と「育てる」の間に「かつ」を入れているのは、「守り」と「育てる」を並列にするために用いており、言葉の位置付けを明確にしたものである。

<検証委員会としての意見>

第1項について、4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

第2項について、4つの視点、また、制定当時の思いを尊重するといった視点から見て、改正の必要性はないと考えられる。

第4章 議会

(15) 第12条（議会の役割）

（現行条文）

第12条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

＜検証委員会としての意見＞

「けん制」という文言について、他の文言はないか、という意見があったが、行政の活動に対する議会の役割の一つとして一般的に表現されているため、改正の必要性はないと考えられる。

(16) 第13条（議会の責務）

（現行条文）

第13条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

- 第1項で「議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。」と規定されているが、「果たすものとする。」に変更した方がよいのではないかと。
- 議会の役割として、本来果たさなければならないことを努力義務規定にしておく必要はないと考える。
- 第1項を義務規定にするのであれば、第2項も同様にすべきではないかと。

現状のままでよい

- 議会が市の事務について調査することについては義務規定でよいと思うが、この条文では何を調査対象としているか明確でないため、現状のままでよいと考える。
- 市民の意見や捉え方は様々で、議会を公開しても満足しない市民の方もいる。開かれた議会運営をするためには、努力義務規定のままでよいと考える。
- 第2項の「市民にわかりやすく開かれた議会運営」は、議会の本来の仕事とは必ずしも言えないため、努力義務規定のままでよいと考える。

<検証委員会としての意見>

第1項について、議会が本来しなければならない仕事を規定している趣旨であることから、義務規定に変更した方がよいという意見があった。

また、調査の対象が市の事務に限られないとも読み取れることから、改正の必要性はないという意見もあった。

第2項について、第1項を義務規定にするのであれば、第2項も同様にすべきという意見があったが、「市民にわかりやすく開かれた議会運営」は市民の捉え方や感じ方が様々であることから、改正の必要性はないと考えられる。

(17) 第 14 条（市議会議員の役割及び責務）

（現行条文）

第 14 条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

○ 第 13 条を義務規定にするのであれば、第 14 条も同様にすべきではないか。

現状のままでよい

○ 現実的なことを踏まえて考えると努力義務規定の方が妥当ではないか。

< 検証委員会としての意見 >

第 13 条を義務規定にするのであれば、第 14 条も同様にすべきという意見があったが、改正の必要性はないと考えられる。

第5章 行政

(18) 第15条（市長の役割及び責務）

（現行条文）

第15条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(19) 第16条（行政の役割及び責務）

（現行条文）

第16条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(20) 第 17 条（職員の役割及び責務）

（現行条文）

第 17 条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

○ 本条例の基本理念が「市民が主役のまちづくり」であり、職員がその意識をもつという規定を、第 17 条で追加してはどうか。

現状のままでよい

○ 「市民が主役のまちづくり」が背景にある上で成り立つ条文だと思うので、現状のままでよいと考える。

○ 第 3 条（基本理念）で「市民がまちづくりの主役であることを基本に」と明記されており、第 17 条で規定する必要はないと考える。

○ 第 17 条第 1 項では、「全体の奉仕者としての自覚を持ち、」という文言に重みを感じられる。第 2 項「創造性を発揮して効率的に職務を遂行する」という規定は、民間企業でもコストダウンや効率化を進めていることから鑑みても重要視すべき条文である。第 3 項「知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組む」という規定は、是非入れておくべきである。

< 検証委員会としての意見 >

職員が「市民が主役のまちづくり」という意識を持つ規定を追加してはどうかという意見があったが、本条例の基本理念として規定されていることから、改正の必要性はないと考えられる。

(21) 第 18 条（行政運営）

（現行条文）

第 18 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(22) 第 19 条（財政運営）

（現行条文）

第 19 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。
2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。

◆ 主な意見

〔問題の提起〕

- 第 19 条第 2 項について、「わかりやすく公表する」という表現はよいが、実際に行うのは非常に難しい。
- 市広報紙に目を通していけば、市の財政状況等は分かると思う。もし市の情報が市民に周知されていないとすれば、市が PR 方法を工夫すべきではないか。
- 本市は 8 年連続黒字であり、そのような自治体は大阪府内でも本市だけである。しかし、このような良い印象よりも悪い印象の方が人々の記憶に残りやすい。わかりやすく情報を発信するための具体策の検討は悩ましい問題であることを行政の立場から認識しておきたい。

＜検証委員会としての意見＞

予算、決算等の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するという点については工夫が必要という意見があったが、条文自体は改正の必要性はないと考えられる。

(23) 第 20 条（行政評価）

（現行条文）

第 20 条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

- 「その評価結果を公表する」という規定は行政からの情報発信が一方通行であるように感じるため、公表の仕方を規定するために「わかりやすく」という文言を追加してはどうか。

< 検証委員会としての意見 >

「評価結果をわかりやすく公表する」と変更してはどうかという意見があったが、改正の必要性はないと考えられる。

(24) 第 21 条（行政手続）

（現行条文）

第 21 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

○ 「行政手続を適正に行う」ことは行政として当然のことであり、条文に明記する必要があるのか。第 21 条では、「公正の確保及び透明性の向上を図り、～」という後半部分が重要ではないか。

現状のままでよい

○ 民主主義は手続をしっかりと定めておくことが重要であるため、「行政手続を適正に行い」と明記しておくべきであると考え。ただ、用いられる語句の意味が少し分かりにくいいため、条文の解説が必要である。

< 検証委員会としての意見 >

「行政手続を適正に行う」ことは行政として当然のことであり、条文に明記する必要があるのかという意見があったが、民主主義は手続を明確に定めておくことが重要であることから、改正の必要性はないと考えられる。

(25) 第 22 条（法令遵守）

（現行条文）

第 22 条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(26) 第 23 条（国、他の自治体等との連携）

（現行条文）

第 23 条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

第6章 条例の実効性の確保等

(27) 第24条（この条例の位置付け）

（現行条文）

第24条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

○ 第24条を第6章ではなく、第1章もしくは前文で規定してはどうか。

＜検証委員会としての意見＞

第6章ではなく、第1章もしくは前文で規定してはどうかという意見があったが、改正の必要性はないと考えられる。

(28) 第25条（住民投票制度）

（現行条文）

第25条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。

＜検証委員会としての意見＞

4つの視点から検証して、改正の必要性はないと考えられる。

(29) 第 26 条（条例の検証）

（現行条文）

第 26 条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。

◆ 主な意見

変更した方がよい

- 「5 年を超えない期間ごとに検証を行い」と規定されているが、検証が必要となる社会的、経済的に大きな事象がない中で 5 年ごとに検証を繰り返す必要はないのではないか。
- 地域主権改革や安全・安心の文言について、迅速に対応できているものもあればそうでないものもあり、今回の検証で「5 年を超えない期間」ということに捉われていたように感じる。そういう点では「必要に応じて」という点を全面に押し出す形に変更してはどうか。
- 変化に応じて迅速に見直していく視点も大事だと考える。偶然昨年、大震災という大きな事象の変化が起こり、安全・安心の規定を入れるなどにより遅れずに対応できたが、「5 年」という期間を設定しない方が、本条例の検証を迅速に行うという点が強調されるのではないか。
- 本検証委員会で条例を検証するに当たり、「社会情勢に適合しているか」などの 4 つの視点は今後も検証する際の重要な視点となるし、本条例は非常にコンパクトにまとめられているため、社会情勢が本当に大きく変わったときに適宜行われていくものとする方が基本条例としての位置付けも高まるのではないか。
- 「市長が」という主語になっているが、条例の改正は議会の議決が必要であるし、市民から様々な意見が出てきて、条例の改正が必要という話になってきたら、そういった措置が必要となるものであり、市長が判断しなければ条例改正できないものではないと考える。

現状のままでよい

- 第26条では検証を行った後、「必要があると認めるときは、改正等の措置を講じる」と規定されていることから、検証したから必ず改正することを前提にしているものではなく、柔軟に規定されていると考えられるため、「5年」という区切りはあってもよいと考える。
- 第6章は「条例の実効性の確保等」と掲げられており、条例の実効性を確保するためには適宜検証していく必要があると考える。検証委員会という場合は、定められた期間で市民の活動が条例の理念にどれだけ近づけているのかを明らかにするべきであることから、今後条例の検証を定期的に行えるよう、この規定は現状のままでよい。
- この条文に「5年以内に条例の検証を行う」と規定されていたから、市民も本検証委員会に参加できたと思う。適宜必要に応じてという趣旨は理解できるが、「5年」という区切りがあった方が市民としても参加しやすいと考える。
- 検証の必要があるという判断は誰がするのか。市長が必要ないと判断すれば10年でも20年でも変わらないということにもなりかねない。本条例については条例改正を前提とせず、定期的に検証を行い、改正するかはその検証委員会の中で決めればよい。「5年」という期間を定めている方が透明性、公平性を保てるのではないかと考える。

<検証委員会としての意見>

第26条について、「5年を超えない期間ごとに検証を行い」と規定されているが、4つの検証の視点から「5年を超えない期間」を「社会経済情勢に応じて」又は「必要に応じて」と変更してはどうかという意見があったが、条例の実効性を確保するためにも「5年」という区切りを設けて、市民、議会、行政で構成される検証委員会において条例の検証を行っていくことが望ましいことから、改正の必要性はないと考えられる。

4 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会開催状況

	日程・場所	会議内容
第1回	平成24年9月4(火) 市役所議会棟4階第1委員会室	・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・条例の検証の進め方 等
第2回	平成24年9月26日(水) 市役所議会棟4階第1委員会室	・検証の進め方等 ・条例の検証(前文)
第3回	平成24年10月24日(水) 市役所議会棟5階第2委員会室	・条例の検証(第1条～第9条)
第4回	平成24年11月7日(水) 市役所本館2階第1会議室	・条例の検証(第9条～第14条)
第5回	平成24年11月21日(水) 市役所議会棟4階第1委員会室	・条例の検証(第13条～第26条)
第6回	平成24年12月26日(水) 市役所議会棟5階第2委員会室	・提言書(案)の確認等

5 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属等	区分	
1	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授	学識経験を 有する者	委員長
2	牧田 勲	摂南大学法学部法律学科 教授	学識経験を 有する者	副委員長
3	山崎 菊雄	新風ねやがわ議員団	市議会議員	
4	高田 政廣	公明党市会議員団	市議会議員	
5	安田 勇	新生ねやがわクラブ議員団	市議会議員	
6	稲田 義宏	公募	市民	
7	栃木 達三	公募	市民	
8	中川 雄二	公募	市民	
9	良 豊博	理事兼経営企画部長	市職員	
10	坂田 さゆり	人・ふれあい部長	市職員	
11	荒木 和美	総務部長	市職員	

計 11 人

6 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市みんなのまち基本条例(平成19年寝屋川市条例第24号。以下「条例」という。)第26条の規定により、条例の内容について検証するに当たり、条例が寝屋川市にふさわしいものであり続けているか等について意見・情報を交換するため、寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例の内容について、自由に意見を交換するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうち、市長が委嘱するものとなるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 公募による市民
- (4) 寝屋川市職員

2 前項第1号に掲げる委員は、委員として、条例の内容について自由に意見を述べるほか、その専門的知識をもってアドバイスを行うものとする。

3 委員の任期は、委嘱のあった日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

((仮称) 寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会設置要綱の廃止)

2 ((仮称) 寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会設置要綱 (平成16年6月24日制定)) は、廃止する。

